平成26年度防災訓練計画

国立市行政管理部防災安全課

平成26年度訓練方針

平成26年度防災訓練については、総合防災訓練を平成25年度までの避難所ごとの訓練から谷保第三公園にて市民体験型訓練及び関係機関の連携訓練実施することとし、避難所ごとの訓練は、各避難所運営委員会の決定により、時期をずらして各自訓練を行うこととする。また、職員向け訓練は、既存の訓練を継続して実施することにより、習熟度を高めることとする。

【個別の訓練ごとの目標】

平成24年度より開始した「通信訓練(地域系無線)」は毎月実施しており、今後も継続して実施する。また、訓練を行っていない 課に対しては、早期の訓練開始を促す。

総合防災訓練は、谷保第三公園にて市民体験型訓練及び関係機関の連携訓練を実施することにより、より多くの市民に防災意識を高めてもらうとともに、市と関係機関との連携強化を目指す。

避難所運営訓練を継続して実施していくことにより、地域における共助を高めていくとともに、避難所運営マニュアルの検証を行う。 応急給水訓練やし尿搬入訓練など東京都の関係部局との合同訓練により連携強化を図る。

〔訓練の種類・実施時期・対象者〕

種類	実 施 日	対 象 者
応 急 給 水 訓 練	平成26年8月	指定参集職員
(スタンドパイプ)		東京都水道局
し 尿 搬 入 訓 練	平成26年8月	道路下水道課、ごみ減量課、防災安全課
		東京都下水道局、協定業者
総合防災訓練	平成26年8月31日午前中	部長職以上、行政管理部ほか市職員、消防団他
非常参集訓練	平成26年10月頃	全職員(近距離通勤者は除く)
応 急 給 水 訓 練	平成26年10月	環境清掃班(環境政策課、ごみ減量課、選挙管理委員会事務局、
(拠点訓練)		監査委員事務局) 東京都水道局
参集報告訓練(メール送信)	平成26年10月以降	全管理職
り 災 証 明 訓 練	平成26年12月	調査班
		(課税課・収納課・市民課・生活コミュニティ課)
災害対策本部訓練	平成27年1月(平日の午前中)	課長職以上の職員
避難所運営訓練	随時	指定参集職員
	(避難所運営委員会の決定による)	避難所運営委員会
防災機器習熟訓練	随時(複数回実施予定)	教育避難所班
		(教育総務課、生涯学習課、教育指導支援課)
		指定参集職員
		新入職員を中心とした若手職員
通信訓練(地域系無線)	毎月定期的に実施	MCA無線を配備した施設と担当課
応急危険度判定訓練	実施時期未定	建築職職員

[訓練の概要]

応急給水訓練(スタンドパイプ)【平成26年8月】

1.訓練の目的

東京都水道局より貸与されているスタンドパイプによる応急給水資器材の取扱方法について、資器材の配備先である各小中学校 の指定参集職員が熟知する。また、市職員により地域住民に対して資器材の取扱方法を指導できるようにする。

2.訓練の内容

東京都水道局の職員により、実際の消火栓を使用して、スタンドパイプにより送水し、応急給水栓を設置する一連の操作方法について市職員が指導を受け、その取扱方法を習熟する。

し尿搬入訓練【平成26年8月】

1.訓練の目的

市と下水道局との間で締結している「災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入に関する覚書」について、災害時に し尿の搬入が円滑に実施できるよう訓練を行う。

2.訓練の内容

国立市のし尿受入先である北多摩二号水再生センターにて、連絡体制の確認及び災害時にし尿搬送を行う協定業者とともに、実際に投入ロヘバキューム車を配置して実施手順を確認する。

総合防災訓練【平成26年8月31日(日)】

- 1.訓練の目的
 - 一般市民の防災意識の向上及び個人や地域での災害対応力の向上を図る。

市と関係機関との災害時おける連携強化を図る。

- 2.訓練の内容
 - 一般市民を対象として初期消火、包帯法、AED操作法、煙体験等を実施する。

関係機関の連携訓練として、自主防災組織、国立市消防団、国立市建設業協会による救出救助訓練を行う。また、医師会、歯科 医師会、薬剤師会による救護訓練を行う。

立川消防署及び国立市消防団による一斉放水を行う。

自主防災組織を対象としたスタンドパイプを使用した応急給水訓練及び消火訓練を行う。

3.訓練会場

谷保第三公園

4. その他

午前8時45分の防災行政無線によるサイレン吹鳴により発災の合図とし、各自避難を想定して谷保第三公園に集まり、各種体験等の訓練を実施する。

非常参集訓練【平成26年10月頃】

1.訓練の目的

国立市総合防災計画に定める非常配備態勢の確保と、徒歩または自転車による参集ルート上にある危険箇所の確認等を含む参集の体験をする。また、BCPの策定や改訂の参考資料としてデータを活用する。

2.訓練の内容

あらかじめ発災想定時刻を設定し、参加者は徒歩または自転車で市役所まで参集する。なお、遠距離通勤者については、自宅から途中まで半分を徒歩・自転車により、残りを公共交通機関により参集する。原則として近距離通勤者(自転車等で通勤する)を除く全職員が参加することとする。

応急給水訓練【平成26年10月】

1.訓練の目的

給水拠点開設に向け、都水道局職員との連携に習熟する。

2.訓練の内容

中浄水所及び谷保浄水所での給水拠点開設手順を確認する。

なお、平成25年度に浄水所の分画化が終わり、市と水道局との覚書により、災害時には市職員が水道局職員の到着を待たずに 給水拠点の開設ができるようになった。

参集報告訓練【平成26年10月以降】

1.訓練の目的

市の管理職が発災時に本人及び家族の安否、参集の可否等について報告することに習熟する。また、携帯端末の買替等による設定変更があった場合のメールの送受信の可否について検証し、対応を行う。

2.訓練の内容

防災安全課から参加者の携帯電話に地震発生をメールで連絡し、各人が状況等を仮想して返信する。

- り災証明訓練【平成26年12月】
- 1.訓練の目的

震災時の、り災証明発行に習熟する。

2.訓練の内容

平成25年6月に内閣府が発行する災害に係る住家の被害認定基準運用指針の改訂があったため、被害認定調査を事例に基づいて実施する。

災害対策本部訓練【平成27年1月】

1.訓練の目的

課長職以上の市職員が災害対策本部の運営に習熟する。

2.訓練の内容

当日の朝に地震が発災した前提で、災害対策本部の運営訓練(図上訓練)を行う。

避難所運営訓練【随時】

1.訓練の目的

避難所となる各学校の避難所運営委員会により訓練を実施し、避難所運営マニュアルの習熟及び検証を行う。また、地域住民が主体的に訓練を計画し、実施することで共助力の向上を図る。

2.訓練内容

各避難所運営委員会にて協議し、避難所運営マニュアルを実践するよう訓練内容を決定する。

防災機器習熟訓練【随時】

1.訓練の目的

教育避難所班職員、避難所参集職員が避難所に配備してある防災機器の取扱いに習熟する。また、新入職員をはじめ、若手職員を中心に災害時に防災機器が使用できるよう訓練を行う。

2.訓練内容

非常食(アルファ米)の炊き出し

災害用トイレや発電機等の使用方法の習熟

通信訓練(地域系無線)【毎月定期的に実施】

1.訓練の目的

地域系無線(MCA無線)を配備した施設職員が無線の操作に習熟する。

2.訓練の内容

毎月あらかじめ決めた日にちに、無線機を貸与した施設職員と担当課の職員が無線を操作し、震災時の状況報告等の訓練を行う。

応急危険度判定訓練【実施時期未定】

1.訓練の目的

被災時に建築物の応急危険度判定に習熟する。

2.訓練の内容

建築営繕課を中心に、建築職職員を対象にして、判定のポイントや振り子の使い方等の訓練を行う。